

創業外国人材の事業所確保要件の緩和

(令和2年3月 国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業に係る
在留資格の変更, 在留期間の更新のガイドライン)

見直し前

- 「国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業」(創業外国人材の特例)は、在留資格「経営・管理」で入国しようとする外国人について、地方自治体等が一定の要件を確認した場合には、現行の上陸許可基準に適合していなくとも、入国から6か月後に当該基準に適合する見込みがあると確認されれば入国を認めるものである。
- 創業外国人材の特例により入国し、6か月後の在留期間更新許可を受けるためには当該基準の一つである事業所の確保が要件であるが、コワーキングスペースやシェアオフィスは認められていない。

(根拠) 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表「経営・管理」

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令

外国人経営者の在留資格基準の明確化について(平成17年8月策定、平成27年3月改定)

ニーズ

- 入国後間もない外国人は信用力が低く、6か月間でも事業所の確保が困難な場合や、ITベンチャーなど事業規模が小さい間は、独立した事業所を必要としない場合がある。
- 近年、海外では個室空間を持たず、初期コストが抑えられるコワーキングスペースやシェアオフィス等を事業所に利用して創業する事例が増えており、我が国でもコワーキングスペース事業者の増加とともに、その需要が高まってきている。

国家戦略特別区域における特例

- 創業外国人材の特例により入国し、6か月後の在留期間更新許可を受ける際、一定の要件を満たせば、1年間に限り、自治体が認定するコワーキングスペースやシェアオフィスでも、事業所の要件を満たすものとして取り扱う。

効果

外国人起業家等の更なる受入れの促進